

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書の 縦覧について

国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、福岡市環境影響評価条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)」をとりまとめ、以下のとおり縦覧いたします。

- 1 縦覧期間は、平成28年1月6日から平成28年2月5日までです。ただし、福岡市和白地域交流センターは1月25日を除き、福岡市立東市民センターは2月1日を除き、国土交通省の各所及び福岡市東区役所は土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- 2 縦覧場所は、以下のとおりです。
 - ・ 国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
 - ・ 国土交通省大阪航空局福岡空港事務所総務部総務課
 - ・ 国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム
 - ・ 国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所総務課
 - ・ 福岡市役所情報プラザ
 - ・ 福岡市東区役所企画振興課
 - ・ 福岡市立東市民センター
 - ・ 福岡市和白地域交流センター（コミセンわじろ）
- 3 縦覧時間は、9時00分から16時30分までです。
- 4 縦覧の場所には、「方法書」、「同要約書」、「方法書のあらまし」の縦覧物のほかに、「縦覧について(資料1)」、「意見書の提出について(資料2)」、「意見書様式」、「説明会の開催について(資料3)」を設置しております。
- 5 縦覧は、所定の場所で行うものとし、縦覧物の所定の場所以外への持出し、貸出しは禁止いたします。
- 6 方法書、同要約書及び方法書のあらましは、大阪航空局ホームページでも公表しております。
大阪航空局ホームページ：<http://ocab.mlit.go.jp/top/>
- 7 方法書、同要約書及び方法書のあらましの複写については、縦覧場所では対応していません。必要に応じて、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてください。

8 方法書、同要約書及び方法書のあらましの縦覧に関するご質問については、大阪航空局空港部空港企画調整課、又は、九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチームにお問い合わせください。

- ・ ヘリコプターの運航、飛行場の施設の供用に係るもの

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

電話 06-6949-6469

時間 午前9時30分～午後5時00分

- ・ 工事の実施、飛行場の存在に係るもの

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話 092-418-3374

時間 午前9時30分～午後5時00分